

越前たけふ農業協同組合

(令和6年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・ J A 教育ローン
2. ご融資対象者	・ 当 J A の組合員で個人の方。 ※当 J A の組合員以外の方は、一定のご出資をいただくことで組合員となる ことができます。 ・ 教育施設（修業年限が 6 か月以上（外国の教育施設は 3 か月以上）で、中学 校卒業以上の者を対象とする次の教育施設とします。）に就学予定または、 就学中の子弟を有する方。 ①大学、大学院（法科大学院など専門職大学院を含む）、短期大学 ②専修学校、各種学校（予備校、デザイン学校など） ③高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部 ④その他職業能力開発校などの教育施設 ・ お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終ご返済時の年齢が満 71 歳未満 の方。 ・ 前年度税込年収が 150 万円以上ある方。 ※自営業の方の場合は、収入から必要経費を差し引いた前年度税引前所得と します。 ・ 勤続または営業年数が 1 年以上の方。 ※年金受給者の方は 1 年未満でも可とします。 ・ 自己住宅（ご家族名義を含む）または借家等生活の本拠が定まっている方。 ※農業者以外の自営業の方については、ご本人または同居ご家族の持ち家で あること。 ・ その他、当 J A が定める条件を満たす方。
3. 資金使途	・ 就学子弟の入学金、授業料、学費およびアパート家賃等教育に関する全ての 資金にご利用いただけます。ただし、事業資金は除きます。 ※借入申込日から 2 か月以内に支払済となった資金も含まれます。 ・ 現在、他金融機関から借入中の教育資金の借換資金にもご利用いただけます。
4. ご融資期間	・ 据置期間を含め 6 ヶ月以上 15 年以内（1 か月単位） ※据置期間は、貸出日から貸出対象子弟の卒業予定年月の末日の 6 か月後ま での範囲内でかつ 6 年 6 か月以内となります。 ・ ただし、他金融機関から借入中の教育資金の借換の場合、借入期間は現在お 借入中の教育資金の残存期間内とします。
5. ご融資金額	・ 10 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位） ※所要額の範囲内とします。
6. ご融資利率	・ 当 J A 所定の利率
7. 金利情報の 入手方法	・ 現在のご融資利率につきましては、当 J A 窓口までお問い合わせください。
8. ご返済方法	・ 毎月元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる返済方法） ※ボーナス返済の併用もできます。ただし、年 2 回のボーナス返済の割合は お借入額の 50% 以内とします。
9. 担 保	・ 担保は必要ありません。
10. 保 証	・ 福井県農業信用基金協会の保証が必要となります。
11. 保証料	・ ご融資時に、福井県農業信用基金協会に対し、所定の保証料（年 1.0%） を一括でお支払いいただきます。 ・ 上記一括払いのほか、約定返済日の元金返済にあわせ、保証料（年 1.2%） をお支払いいただく分割後払いもお選びいただくことができます。
12. 団体信用生命 共済（保険）	・ ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入い ただけます。 なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表 記載の加算利率分高くなります。

	団体信用生命共済（保険）名	加算利率
	団体信用生命共済（特約なし）	なし
	団体信用生命共済（連生）	年0.1%
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.2%
	がん保障特約付団体信用生命保険	年0.1%
	がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年0.2%
	団体信用生命保険（ワイド）	年0.3%
13. 9大疾病補償保険	<ul style="list-style-type: none"> ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.3% 	
14. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税含む）が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ①全額繰上返済手数料 5,500円 ②一部繰上返済手数料 3,300円 ※②一部繰上返済をインターネット上で行う場合、手数料は不要となります。 ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、5,500円の条件変更手数料（消費税含む）が必要です。 	
15. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：0778-21-2604）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会（電話：0776-23-5255） 京都弁護士会（電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777） 	
16. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、1,100円の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。 ご返済額の試算については、当JA窓口までお問い合わせください。 連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）によりローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。 	